

令和6年度 公文書開示（10月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（10月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（10月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
27	R6. 8. 9	R6. 10. 8	・ 令和6年度出身中学校別入学者数一覧 ・ 令和5年度出身中学校別入学者数一覧 ・ 保有大学指定校推薦卒の数と大学学部名一覧	12	1															都立三田高等学校
28	R6. 9. 30	R6. 10. 10	令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	10	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
29	R6. 9. 30	R6. 10. 10	令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
30	R6. 9. 30	R6. 10. 10	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	14	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
31	R6. 8. 13	R6. 10. 11	・ 令和6年度 校長、副校長名簿（都立学校） ・ 令和6年度 校長、副校長名簿（中学校、義務教育学校）	192		1					1								・ 「職員番号」、「生年月日」、「年齢」、「出身高（卒業年・月）」、「出身大（卒業年・月）」、「出身大院（卒業年・月）」、「専門教科」、「教職経験年数」、「都内公立教職経験年数」、「現任校勤務年数」、「校長・副校長経験年数」、「校長選考区分」、「教育管理職選考区分」、「職歴（年数）」、「現住所」、「利用路線」、「最寄り駅」及び「写真」、は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。 ・ 「統括・再任用」、「兼務・異種」、「性別」、「年齢」、「職員番号」、「専門教科」、「教職経験年数」、「都内経験年数」、「現任校経験年数」、「現職層経験年数（行政経験年数）」、「職歴（年数）」、「最寄駅」、「在住地区」、「副校長の性別」、「副校長の年齢」は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。	教育庁人事部職員課

令和6年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
32	R6. 8. 19	R6. 10. 18	・ 処分説明書① ・ ●●●校長●●●の服務事故について ・ ●●●校長●●●の服務事故に関する事情聴取書 ・ 処分説明書② ・ ●●●教諭●●●の服務事故について ・ ●●●教諭●●●の服務事故に関する事情聴取書	27		1					1				1				・ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号） ・ 服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部職員課
33	R6. 8. 19	R6. 10. 18	・ 校長を停職1か月 東京都教委（●年●月●日配信） ・ 男性教諭 減給10分の1（1か月） それぞれの 事案後の学校・都教委の再発防止にむけたとりくみ					1											請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
34	R6. 10. 10	R6. 10. 18	令和6年度職場体験を通した企業人とのコミュニケーション講座運営業務委託仕様書	53	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課
35	R6. 10. 1	R6. 10. 21	今年度末で「雇い止め」になると報じられているスクールカウンセラー（会計年度任用職員）250人（不正確であれば訂正ください）が勤めている中学校名と人数。 くわえて250人の性別と勤務年数。					1											当該文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁指導部管理課
36	R6. 10. 10	R6. 10. 24	・ 教育委員が7月25日の定例会で中学歴史・公民・道徳教科書を選定・採択する前に「打ち合わせは行っていない」と「第●●号」の不開示決定通知書で明言し、同じ発番の開示請求却下通知書で「委員には調査研究資料、採択資料のみを示した」とある。 ならば委員は中学歴史・公民・道徳教科書を閲覧するために、新教科書を持っている都教委に来なければ見られないので、見に来る日を決めた文書と、来るための旅費請求書（タクシーやハイヤーの場合も含め、その月の請求書と領収書）の開示を求める。 ・ 7月25日（木）の中学教科書投票結果（●●、●●などの都立中）のうち、公民分野の「●●4：●●1」の個々の教育委員の投票した氏名の分かるもの 特支のうち公民の聴覚障害、肢体不自由・病弱についても、個々の教育委員の投票した氏名の分かるもの					1											・ 教科書見本本については各教育委員へ郵送していることから、請求に係る文書は作成しておらず存在しないため。 ・ 投票は無記名で行っていることから、請求に係る文書は作成しておらず存在しないため。	教育庁指導部管理課

令和6年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
37	R6. 8. 28	R6. 10. 25	・ 公私連絡協議会開催通知（令和3年度から令和5年度） ・ 公私連絡協議会資料（令和3年度から令和5年度） ・ 公私連絡協議会議事録（令和3年度から令和5年度） ・ 公私連絡協議会専門委員会開催通知（令和3年度から令和6年度第2回） ・ 公私連絡協議会専門委員会資料（令和3年度から令和6年度第2回） ・ 公私連絡協議会専門委員会議事要旨（令和3年度から令和6年度第1回） ・ 都立高等学校等第一学年生徒募集人員（平成7年度から平成30年度）	698	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
38	R6. 8. 28	R6. 10. 25	・ 都立高等学校等第一学年生徒募集人員（平成2年度から平成6年度） ・ 公私連絡協議会開催通知（令和6年度） ・ 公私連絡協議会資料（令和6年度） ・ 公私連絡協議会議事録（令和6年度） ・ 公私連絡協議会専門委員会開催通知（令和6年度第3回以降） ・ 公私連絡協議会専門委員会資料（令和6年度第3回以降） ・ 公私連絡協議会専門委員会議事要旨（令和6年度第2回以降）					1											・ 都立高等学校等第一学年生徒募集人員（平成2年度から平成6年度）は保存期間を満了し、既に廃棄しているため ・ 令和6年度公私連絡協議会は請求時点では未開催であるため ・ 令和6年度公私連絡協議会専門委員会第3回以降は請求時点では未開催であるため ・ 令和6年度公私連絡協議会専門委員会第2回議事要旨は請求時点では確定していないため	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
39	R6. 8. 28	R6. 10. 25	都立高等学校等第一学年生徒募集人員（平成31年度から令和6年度）																本件請求に係る情報のうち「都立高等学校等第一学年生徒募集人員（平成31年度から令和6年度）」は、東京都教育委員会及び東京都のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
40	R6. 8. 28	R6. 10. 25	合否判定会議資料				1				1				1				・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。 ・ 都立高等学校入学者選抜における選抜事務に関する情報であり、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
41	R6. 8. 28	R6. 10. 25	平成2年度東京都立高等学校入学者選抜から平成29年度東京都立高等学校入学者選抜までの男女別応募倍率					1											対象文書の保存期間が過ぎており、存在しないため。	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
42	R6. 8. 28	R6. 10. 25	・ 令和5年度東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況） ・ 令和4年度東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況） ・ 令和3年度東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況） ・ 令和2年度東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況） ・ 平成31年度東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況） ・ 平成30年度東京都立高等学校入学者選抜応募状況（最終応募状況）																本件請求に係る情報のうち平成30年度から令和5年度までの東京都立高等学校入学者選抜における男女別応募倍率は、東京都のホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
43	R6. 8. 30	R6. 10. 29	・ 区市町村教育員会対象説明会記録 ・ 中学校対象説明会質問	66	1															教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課

令和6年度 公文書開示（10月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（10月決定分）

[illegible]